第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の六第二項
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十二

（操縦免許証用写真の添付）

第八十七条　第六十六条第一項、第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

（操縦免許証の返納）

第八十八条　（略）

2　小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二　（略）

三　第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第四項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五　（略）

3・4　（略）

（操縦免許証更新申請書等の提出）

第八十九条　第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の六第二項
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十二
第三条の十三	前条第二項	第七十七条において準用する第三条の十二第二項

（操縦免許証用写真の添付）

第八十七条　第六十六条第一項、第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

（操縦免許証の返納）

第八十八条　（略）

2　小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二　（略）

三　第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第三項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五　（略）

3・4　（略）

（操縦免許証更新申請書等の提出）

第八十九条　第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。